

里耶秦簡中の刻齒簡と『數』中の未解読簡

大川俊隆、朮山 明、張 春龍

Notched Wooden Slips of the Qin from Liye and New
Decipherment of Some Illegible Phrases of “Shu”,
an Ancient Text of Mathematics Written on Bamboo Slips

OHKAWA Toshitaka
MOMIYAMA Akira
ZHANG Chunlong

一、始めに

中国古算書研究会（以下「研究会」と略す）の大川俊隆・朮山明と湖南省文物考古研究所の張春龍及び中国文化遺産研究所の胡平生は、2012年10月8～12日の間、湖南省文物考古研究所所蔵の、里耶古城址1号井より出土した秦簡（以下「里耶秦簡」と称す）中の刻齒簡に対して共同して調査・検討を行なった。以下に、これに至る契機と調査・検討の状況及びその成果を述べるのが本論の目的である。

2010年5月、湖南大学岳麓書院は、中国内外の数学史研究者及び簡牘研究者に対して「岳麓書院所蔵の秦簡のうち、約220枚の『數』を討論する「国際研読会」をその年の9月に開催するので、参加を要請する」という通知を送ってきた。「研究会」ではこの通知を受け取ったのち、研読会を成功させるため、『數』220枚の積文（案）を事前に参加者に送付するよう岳麓書院に対して強く働きかけた。岳麓書院もこれに答え、8月、「研究会」を含む全世界の研読会参加予定者に対して『數』220枚の積文と簡注を送ってきた。「研究会」

平成25年2月27日 原稿受理
大阪産業大学 教養部

が『数』の釈文全文を見たのはこの時が初めてであった。

「研究会」では、この釈文に対してただちに2回にわたって集中研究会を開催し、釈文と簡注に対して検討をおこなった。そして、その結果を「對於岳麓書院『数』書我們的検討結果(1)(2)」として、研読会の前に岳麓書院に送付した。この秦簡『数』に見られる算題には、かつて「研究会」が解説を行った『算数書』^{註1}の算題と類似するものが多かった。しかし、この中に、「研究会」がかつてまったく見たこともない、解説不可能な簡文が何題か存していることも知られたのである。次のような簡もその一つであった。

券朱(銖)升_レ。券兩斗_レ。券斤石_レ。券鈞般_レ。券十朱(銖)者_レ□ 0836

□百也。券千萬者、百中千。券萬=(萬)者、重百中。 0988

□籥反十_レ、券叔(菽)荅麥十斗者反十。 0975

これらの簡には文中に共通して「券」字があることから、その内容は簡牘の側面に刻まれる刻齒のことを規定したものであろうことは容易に推測できた。しかし、当時それ以上に考察を深める手がかりはなかった。2010年9月に開かれた研読会でも、これらの簡の解説に資するような意見は出されなかった。もちろん、それから1年3ヶ月後の2011年12月末に出版された『岳麓書院藏秦簡〔貳〕』^{註2}においても、これらの簡は全く注釈されておらず、整理者においても解説不可能であったことを物語っている。

「研究会」では、『数』の釈文を目睹した2010年8月以来、上記の簡の解説に手掛かりがないことに苦しんできた。ところが、2012年1月に出版された『里耶秦簡〔壹〕』^{註3}において公開された2500余枚の秦簡のなかに115枚ほどの刻齒簡が存していることが、釈文に付せられた注釈より知られたのである。

里耶秦簡は、湖南省竜山県の里耶古城遺跡の一号井より出土した38,000余枚と里耶古城城壕十一号坑中より出土した51枚の秦代簡牘を云う。里耶古城遺跡の発掘と秦簡の出土の状況については、湖南省文物考古研究所『里耶発掘報告』^{註4}に詳しく記されているので、ここでは贅言しない。

簡牘は、少数の竹簡を除けば、ほとんどは木簡で、材質は杉や松であった。

簡牘の形制について言えば、簡牘の一般的長さは230mm、幅14-50mmで、編繩は普通2本である。この長さは、秦代の1尺に相当する。さらに、簿籍類文書を記す簡は長さ460mm、

幅18-48mmで、校券簡は、長さは370mm、幅は12-20mmである。このほかに、觚や楬・檢・封檢・束がある。

文書が自称する名称によって分類すれば、文書形式は以下のようになる。

一、書伝類（往来書：真書、騰書、写移書、別書、制書。司法文書：爰書、劾訊、辟書、診書、病書、讞書。他に伝、致や私書）

二、律令類（律、令、式）

三、録課類（録：行書録（郵書課）。志：吏員志、黔首志、園志、道里志、起居志、芻藁志等。

課：倉課、畜官課、畜牛死亡課、畜彘雞狗産子課、徒隸死亡課、徒奴産子課、作務産錢課、徒隸行繇課、畜雁産子課、畜雁死亡課、産子課、水火敗亡課、漆課、墾田課等）

四、簿籍類（簿：作徒簿、倉徒最簿、畜員簿、度簿、獄簿、尉徼簿、見戸数簿、器物簿、校簿等。計：工用計、捕鼠計、視事計、庫兵計、車計、錢計、少内器計等）

五、符券類（符（信符）。券（校券）：出入券、出券、入券、辨券、參辨券、中辨券、右券、別券、責券、器券、棹券）

六、檢楬類（檢、楬、函封、標題簡）

他に「曆譜」「九九術」「藥方」「里程書」「習字簡」がある^{注5}。

これらの分類のなかで、上で「115枚ほどの刻齒簡」と述べたのは、五の符券類中に見える「券（校券）」に分類される簡牘で、かつ刻齒を有する簡のことである。（以下本論では、「刻齒簡」と称する）。これらの刻齒簡には、簡文中に記される糧食數や錢數に対応する数字の刻齒が簡の側面に刻まれており、その刻齒の形状は、秦簡独自の形状を有している。

『里耶秦簡〔壹〕』の积文の注にこれらの刻齒の記述を行ったのは、里耶秦簡の整理を担当した湖南省考古研究所の張春龍である。張春龍は、一つ一つの簡牘の側面の刻齒の形状を調べて、簡牘の文中に見える数字と対照し、各種の刻齒の形状が表す数字の意味を明らかにし、それを注として記録したのである。

張春龍が刻齒の形状が表す数字を記述したのは、後述する初山の漢簡の刻齒の研究の重要性を認識し、それを里耶秦簡の研究にも生かそうとしたからである。かつて初山が刻齒の意味を解き明かして以来、漢簡や秦簡における側面の刻齒は注目されてはいたが、中国において出版される簡牘の図版類には、刻齒の形状を明確にするための側面写真は掲載されることはほとんどなかった。また、簡牘の积文や注积に刻齒の形状が記載されることさえもあまりなかった。その意味において、張春龍が秦簡刻齒の表す数字を、积文とともに注积として記載したのは画期的なことであり、これからの秦簡・漢簡の図版・积文の公開方法に大きな影響をもたらすものである。また後述するように、积文に付せられたこの注

は我々が調査を進める上で大きな助けとなった。

『里耶秦簡〔壹〕』では注の中に、刻齒の形状が表す数字の意味は記録されていたが、掲載された里耶秦簡2,200枚の図版はもとより正面の写真のみであり、これらの写真から側面に刻されている刻齒の形状が具体的にどのようなものかを確認することはほとんどできなかった。大川は、掲載されていない刻齒の形状を直接調べることにより、上記の『数』中の未解読簡を解読する手掛かりが発見できるのではないかと考えた。里耶秦簡と岳麓書院秦簡はともに秦簡であり、そこに秦簡としての刻齒の形状の規則に共通性が存する可能性があったからである。

大川が里耶秦簡の調査にともに赴くことを諮ったのは、初山明である。

初山はかつて台北の中央研究院所蔵の旧居延漢簡と大英図書館所蔵の敦煌漢簡を調査し、簡牘側面に施された刻み(刻齒)の意味を初めて解明した。簡単に要約すれば、簡牘の表に書かれている数字と刻齒の形状を対照することにより、①刻齒の形状の違いによって、万・千・百・十・五・一等の基本数が表されていること。②刻齒の表す数字が簡牘の文面の数字とほぼ一致することを発見したのである。さらにその用途も解明された。即ち、一本の簡牘の表裏に対になる文言を書き、この簡牘の側面にその簡文中の数字に対応する刻齒をいれ、その後これを表裏2枚に分割し、それぞれ一枚を当事者双方が保管しておく。これにより、簡牘上に書かれた文言中の数字の改竄を防ぐことができるというものである。これらの研究成果は、「刻齒簡牘初探—簡牘形態論のために」^{註6}に詳述されている。

初山は、『数』の3簡と秦簡の刻齒に関連がある可能性があるのではないかという大川の推測に対して、賛意を表明した。それは2つの理由からであった。

1、漢簡の刻齒の形状からは、『数』の未解読簡の意味は解き明かすことはできない。

初山が調べた刻齒は辺境漢簡のものであり、これらの漢簡と秦簡では、時代が約200年も離れているので、万・千・百・十・一等の数字に対応する刻齒の形状に違いがある可能性がある。秦簡の刻齒の形状が表す数字については、秦簡自体の中から帰納せねばならない。

2、しかし、漢簡のなかにも、少数ではあるが、刻齒の中に文字を記したり、記号を刻んだりしたものがあり、こうした例から見れば、上記の『数』の簡の文言「百中千」は「百の中に千を刻む」、「重百中」は「百の中に百を刻んだ刻齒を重ねる」といった意味かもしれない。

しかし、初山は一方で、「百×千」では「千万」にならないし、そもそも「百」の刻齒の中にどのようにして「千」を刻むのか判然としない、との困惑を述べていた。

こうした疑問を解くため、大川と初山は、「研究会」の代表として、湖南省文物考古研究所に調査に赴くことを決定した。

大川と初山は、これまでの経緯と推測を中国文化遺産研究院研究員の胡平生に語り、湖南省文物考古研究所へ仲介の労をとることを依頼した。胡平生も二人の推測には大いに可能性があるかと認め、湖南省文物考古研究所の張春龍に、二人の秦簡調査のためのコンタクトをとった。張春龍は、湖南省文物考古研究所が所蔵する里耶秦簡中の刻齒簡に対する大川と初山の調査を受け入れ、この調査に最大限の協力を行うことを快諾した。また、この調査でもし成果が得られた場合、大川・初山・張春龍の三名の連名で、日本と中国両国においてその成果を論文として発表することも同時に取り決めた。本論考が三人の連名で発表されるのはこのような経緯からである。

このようにして、湖南省文物考古研究所における里耶秦簡刻齒の調査は、大川・初山・張春龍・胡平生によって、10月8日より12日まで5日間にわたって行なわれた。

調査の方式は以下のように行なわれた。

日本側で準備しておいたのは、『里耶秦簡〔壹〕』中の刻齒を有すると注されていた簡牘の写真を一枚ごとに転写した調査表である。

該研究所では、整理の終わった簡牘は、一枚ごとの形状に合わせて窪みをつけた透明なプラスチック板に挟み込んだ形で保管されている。それらの中から、張春龍が刻齒を有すると注した簡牘10本ほどを一度に出してもらい、プラスチック板ごしに観察し、簡牘一本ごとに長さや幅を計り、それらと全体の断裂状況や表裏の状態を日本側で用意した表に記録する。次に、プラスチック板ごしでも刻齒が鮮明に見えるものは、その刻齒の形状を調査表中の転写写真の横に手書きでスケッチする。プラスチック板ごしでは、刻齒が見えない簡牘は、そこから出してもらい、直接目で確認しながら、やはりその形状を調査表に書きこんでゆくというものである。このようにして、5日間にわたって調査した結果、第8層より出土した簡牘で刻齒があると注釈された110余枚の刻齒の形状をほとんど記録することができた。

この記録過程で気づいたことで特記しておかねばならないことは、『里耶秦簡〔壹〕』の注の中で記録されている、刻齒が表している数字にはほとんど誤りがなかったということである。

一簡ごとの調査表は2部作成し、1部は該研究所に留め、1部は日本に持ち帰った。

すべての調査が終了した後、張春龍が独自に撮影した、第8層出土の刻齒簡ほぼすべての側面全体写真が日本側に提供され、今後論文発表に際しては、この側面写真を基として

作成する刻歯写真を成果発表の基本データとすることが約された。そして後に、日本側で刻歯簡一つ一つについて、その刻歯の形状部分を拡大して、肉眼でも見えるものにしたのが、本論考に付せられた刻歯の写真である。

二、里耶秦簡校券（刻歯簡）概要

（以下の里耶秦簡の引用にあたっては、原則として出土登記号のみを注記する。『里耶秦簡〔壹〕』の図版番号との対照や、簡ごとの細かなデータは、章末の付表1を参照されたい。なお簡の綴合は、陳偉主編『里耶秦簡牘校釈』第一巻、武漢大学出版社、2012年、に従った。）

里耶秦簡中に銭や食糧、物品の出入量を記録する簡があり、簡文中ではそれらを「校券」と自称しており（8-134、8-678、8-1824、9-21、9-314等を参照）、それらの中には、「校券」の前に「銭」や「責」が加わるものもある（「銭校券」は9-1、9-2、9-3、9-4、9-12、10-1142等に見え、「責校券」は8-63、16-157に見える）。これらは、記録する事項の具体的状況に基づいて分類したものである。すでに公開された『里耶秦簡〔壹〕』では、校券にして刻歯の見えるものは115枚ある^{注7}。

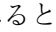
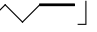
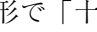
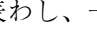



1、校券の規格

外観はすべて縦長の形で、縦365-372mm、幅8-21mmで、その標準の長さは370mmとなり、秦制の1尺6寸に合致する。個別的には、8-1562簡の爰書のように、縦385mm、幅26mmのものもあるが、記録内容がかなり多かったため、書写面積を増やしたものである（後述のように、この簡は厳密な意味で「校券」とは云えない）。書写面は、屋脊形のものとの二つに分かれる。

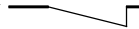
2、刻歯の有無

校券は刻歯があるものと刻歯がないものの2種類に分かれる。

校券には、銭、食糧、器物の出庫・入庫の数量・年月日・受け渡し人と受け取り人の名前が詳細に記録されている。そして、簡文と相応じる形で、簡の一側面に簡文中の数量と符合する刻歯が刻されているものがあり、これが刻歯簡である。

これらの刻歯簡を見てみると、以下のことが知られる。里耶秦簡では、「」形で「万」を表わし、「」形で「千」を表わし、「」形で「百」を表わし、「」形で「十」を表わし、「」形で「一」を表わし、一石は「」形で表わし、一斗は「」形で表わし、一升や一斗に満

たない半升や半斗は、斜線「/」で表わし、少半升や少半斗、あるいは太半升や太半斗（簡文では「泰半」と称する）は、斜線「//」で表わす。

刻齒が表わす「万」「千」「百」は、形態も明晰で、容易に識別される。ただ、「十」を表わす刻齒の形はやや複雑である。一般的に言うと、一つの切れ込みを簡の側面の上部に垂直に入れ、別の一つの切れ込みを下から上へ斜めに入れる。刀をいれる角度については規定がないようである。「十」は本論考では「」で表わす。

「石」「斗」「升」という異なる単位の数値が同一簡に現れる場合は、「石」と「斗」、「斗」と「升」の刻齒の間隔を大きく空け、かつ刻齒の深浅で区別をするのである。

刻齒がない校券は、主に、先農を祠ったのちその祭りの品を売却する簡に見える。刻齒を施さなかった理由は、おそらく銭や物品の数量が非常に小さかったからであろう。

3、校券の作成

同時出土した無文字の校券に、一簡を表裏に割ることを基本的に完成させながら、下部2センチほどをまだ割っていないものがある。これから、校券の作成過程を知ることができる。まず、木材を加工して一定の厚さを有する契券の形式とする。これを表裏に割って2片とするが、下部は割らないでおく。記録を完成し刻齒を施した後、残しておいた下部を割る。これにより刻齒の同一性と作業の効率を保つのである。このことから推測されるのは、他の簡文中に言及される「三辨券」の作成方式である。まず3片に分割しても十分なほどの厚みを持たせるように木材を加工し、それからそれを表・中・裏の三片に割るが下部は割らないで置き、正面と背面の記録を完成させ刻齒を加えた後、残しておいた部分を最後まで割る。中間の一片の一面を平らに削り、簡文を書き写せば完成する。これが「三辨券」の作成方式であろう。

「校券」という語は文献の記載中に見えない。『漢書』食貨志の「京師の銭、累百巨萬、貫朽ちて校すべからず」の「校」の義は「檢校」である。「校券」の義は、記録し、檢校に供する契券というものであろう。

里耶秦簡の他に、秦朝以前及び秦朝のその他の遺跡からは、同類の券書の出土をいまだ見ない。居延漢簡等に「校簿」と呼ばれるものがあるが、「校券」と近いものである^{註8}。

三、岳麓書院秦簡『數』と未解読簡

a、岳麓書院秦簡『數』について

2007年12月、湖南大学岳麓書院は緊急保護の名のもと、香港において2100枚の竹簡（少

数の木簡を含む)を購入した。この竹簡は、中国本土のある地より盗掘され、香港の骨董市場に持ち込まれていたものである。岳麓書院が購入した当時は、大小の束8個に分けられ、各々プラスチックの薄膜で保湿包装されていたという。後にさらに、香港のあるコレクターから、2100枚と同時出土と考えられる76枚の竹簡が岳麓書院に寄贈された結果、岳麓書院は計2176枚の簡を所蔵することとなった。

これらの簡の概要は、2009年に発表された陳松長の「岳麓書院藏秦簡内容綜述」(『文物』2009-3)によって広く知られるところとなった。

この報告によれば、これらの簡は、岳麓書院や委託研究機関の科学的検証およびその竹簡の内容解読の結果、秦簡であると断定された。そして、その内容は、

- 1.『質日』、2.『為吏治官及黔首』、3.『占夢書』、4.『数』、5.『奏讞書』、6.『秦律雜抄』、7.『秦令雜抄』

である。

このうち、4の『数』については、上述したように、2009年9月に国内外の数学史研究者・簡牘研究者を集め、釈文や算題に関する討論が行われた。そして、この成果をまとめて、2011年12月に、朱漢民・陳松長主編の、『岳麓書院秦簡(貳)』(上海辞書出版社)が出版され、その全簡の写真及び釈文・注釈が公開された。これには以下のように記されている。

『数』の簡には番号を有する236枚があり、さらに18枚の残簡がある。完全な簡は長さが275mm前後、幅が約5-6mm、簡には上・中・下と三本の編繩痕がある。整理後、『数』には、81の算題、単独の術文19例、穀物の兌換比率を記載するものが34枚、衡制(重量制)を記載するもの3枚がある。

このような、81の算題、単独の術文19例を、『数』の原配列になるべく近い形に復元するのが大きな課題であった。しかし、岳麓書院秦簡は盗掘されたものであったので、簡の出土状況などの簡牘の原配列を解明する手掛かりはほとんどなく、その復元はほとんど不可能であったといつてよい。

岳麓書院の採った配列の方法は、まず81の算題、術文19例の内容を一つ一つ解読し、それらを内容に応じて同類の算題・術文を集めてゆくというものであった。『岳麓書院秦簡(貳)』の前言では、次のように述べている。

全書の分類・配列は、租税類算題・面積類算題・営軍の術・合分と乗分・衡制・穀物兌換類算題・衰分類算題・少広類算題・体積類算題・贏不足類算題・句股算題・その他・

残片とした。

これらの配列には二つ問題がある。一つは、同類の算題をいくつかのグループに分けて後、そのグループごとの配列をどうするのかということである。岳麓書院では、暫定的に『九章算術』の配列（方田・粟米・衰分・少広・商功・均輸・盈不足・方程・句股）に準じる配列方式を採用したが、果たしてそれが『數』の原配列を具現しているのかについては確証がない。二つ目は、同一のグループ内で一つ一つの算題をどのように配列するのかということである。これについても、一つ目よりさらに手がかりはなく、一つ一つをほとんど恣意的に配列するより方法はなかった。『數』の全簡の配列ということに関しては、まだまだ未解決の問題が存しているのである。

現在、『數』と同種の算数関係書で、写真・釈文とも公開されているのは、1983-84年にかけて湖北省江陵市の漢代初期墓より出土した、所謂「張家山漢簡」千余枚の中にある『算数書』である。この漢簡『算数書』と秦簡『數』は書写された年代がおそらく約30年位しか離れておらず、よって極めて共通性が高い。この『算数書』の中には、「少広類算題」を始め、「女織題」「婦織題」など、『數』と共通する算題がいくつか存しており、これらを互いに参照することにより、一方の難解な算題も解くことができたり、相互に意が補いあえたりできるのである。

一例を挙げよう。『數』の（三二+三三+三四）簡は、「租税類算題」に分類され、三簡で一算題のものである。

（岳麓本釈文）

臬兌（税）田十六歩、大臬高五尺。三歩一束。租八斤五兩八銖。今復租之、三歩廿八寸
 當三歩又百九十六分歩 0841
 之八十七而一束。租七斤四兩三束（銖）九分銖五。求此之術曰、置一束寸數、藉令相也、
 以一束歩數乘之以爲實。 0805
 亦置所新得寸數、藉令相乘也、以爲法。實如法得一 \square … 0824

この算題の初めの設問は、16平方歩の税田に高さ5尺の大臬がとれ、3歩ごとに1束の税を課すとき、その税はいくらかというものである。大臬の場合、（一六）簡で「大臬五之、中臬六之、細七之」とあるように、両（重量）への換算係数は5である。よって、税高は、 $(16 \div 3) \text{ (束)} \times 5 \text{ (尺)} \times 5 = \frac{400}{3} \text{ (両)} = 8 \text{ (斤)} 5 \text{ (両)} 8 \text{ (銖)}$ である。

難解なのは、「三歩廿八寸當」の句の意である。岳麓本の本算題注〔三〕では、「三歩

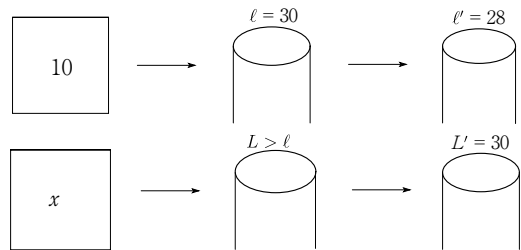
廿八寸當」は衍文のようである。或いは「三步廿八寸當」に脱文があるか」としており、「三步廿八寸」の意が理解されずにいた。税率が $3\frac{87}{196}$ 平方歩ごとに1束とすれば、税高は $(16 \div 3\frac{87}{196})$ (束) $\times 5$ (尺) $\times 5 = \frac{78400}{675}$ (兩) $= 7$ (斤) 4 (兩) $3\frac{5}{9}$ (銖)となる。問題は、「三步廿八寸當三步又百九十六分歩之八十七而一束」の意味と「求此之術」が何を求める術なのかという点にあった。この算題と類似の算題が、『算数書』【32】「取泉程」に見えるのである。

取泉程 取泉程十歩三圍束一、今乾之廿八寸、問幾何歩一束。術曰、乾自乗為法、生自乗又以生一束歩數乘之為實、實如法得十一歩又九十八分歩四十七而一束。

「取泉程」は、「10平方歩の田から周長3圍(30寸)の束が1束得られたが、これが乾くと周長28寸に減った。乾いた状態で周長30寸の束を得るには何平方歩必要か」というものである。計算は、田の面積と乾いた束の断面積との比例関係 $10 : 28^2 = x : 30^2$ より、

$$x = 10 \times \frac{30^2}{28^2} = \frac{1125}{98} = 11\frac{47}{98} \text{ (平方歩) のように求められる。}$$

『数』の算題後半でも、「3平方歩で周3圍(30寸)の束が1束」を取ることは当然の前提としており、『算数書』「取泉程」と同様に、これが乾いて周長28寸に減ったとき、周長30寸の束を取るための田の面積を求めている。すなわち積文の「今」字の後には「乾之廿八寸」が略されているのである。



計算は、田の面積と乾いた束の断面積との比例関係 $3 : 28^2 = y : 30^2$ より、 $y = 3 \times \frac{30^2}{28^2} = \frac{675}{196} = 3\frac{87}{196}$ (平方歩)のように求められ、文意が通ずる。したがって、「求此之術」とは、乾いた状態で周長30寸の束を取るための田の面積を求める術であって、直接に税高を求めるものではない。よって、(三四)簡の「實如法得一」の後の一字は「兩」ではなく、「歩」であることが分かる^{注9)}。

このように、『算数書』と比較することによって、『数』の算題の意味がより明確になってゆく事例が少なくない。

しかし、『数』には、『算数書』に見ることができない算題も多く含まれている。例えば、

面積類算題の「箕田」（二等辺台形）や円田の面積を求める算題、「營軍の術」や「宇方」などは『算数書』には全く見えず、『數』に初めてみえるものである。

また、従前知られていなかった秦代の制度中における罰金や贖罪等の換算率が明らかになったものもある。「衡制」の中に含まれる「貲」「馬甲」の両簡は以下の如きものである。

貲一甲直（値）錢千三百卅四、直（値）金二兩一垂。一盾直（値）金二垂。贖耐、馬甲四、錢七千六百八十。 0957

馬甲一、金三兩一垂、直（値）錢千九百廿。金一朱（銖）直（値）錢廿四。贖死、馬甲十二、錢二萬三千卅。 0970

「貲」とは罰金の意で、「貲一甲」は鎧1領分の罰金の意である。この「一甲」や「一盾」などは初源的な表現であり、秦代では錢納や金による納入が一般的であった。この「一甲」や「一盾」、そして「馬甲一」や「馬甲十二」がどれほどの錢や金に値するのかということは、従前の出土秦簡資料からは知ることはできなかった。今回、『數』中のこれらの簡より、以下のことが分かる。

罰金「一甲」は、錢1344で、金の重量では2兩1錘=2兩8銖=56銖となる。

罰金「一盾」は、金の重量では2錘=16銖、錢384となる。

贖耐「馬甲四」は、錢7680で、金の重量では320銖=13兩8銖=13兩1錘となる。

罰金「馬甲一」は、金の重量では3兩1錘=3兩8銖=80銖で、錢1920となる。

贖死「馬甲十二」は、錢23040で、金の重量では、960銖=40兩となる。

これらの金高が明らかになったことにより、今後、秦漢期の社会経済史・法制史研究に多くの便を与えることができる資料が出現したことになるのである。

現在その全簡が公開されている『算数書』や『數』以外にも、まだ公開には至っていない、湖北省睡虎地漢墓より出土した『算術』、北京大学が購入した秦簡の中の算術関係書が存しており、これらの公開に伴って、各書中の類似の算題の相互の参照が可能になると、『算数書』や『數』の未解読簡が解読される可能性も高くなるであろう。また、これとは別に、本論で論じるように、算数関係書とは、別の資料から『算数書』や『數』中の未解読の算題や文が解読できることも考えられるのである。

b、『數』中の未解読簡について

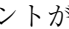


では、二で述べられた、秦簡の表の数字とそれを表わす刻齒の形状の違いから一で挙



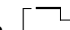
げた『数』の3簡の文意は解読できるであろうか。

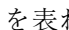
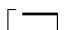

少なくとも、3簡のうち、

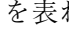


☐百也。券千萬者、百中千。券萬 = (萬) 者、重百中。

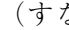
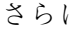
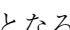
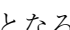
0988

については、解読できるヒントがある。それは、「萬」を表わす刻齒が「」と表されていることである。それは、「百」を表わす「」形の中にさらに「一」を表わす「」形が刻まれているのである。(8-817、8-1517、8-1562、8-1809、8-1823を参照)。

①この刻齒の形が「萬」を表わすのであれば、次「十萬」を表わすには、「百」を表わす「」形の中にさらに「十」を表わす「」形を刻めばよい。すなわちその形は、「」となるはずである。

②次に、「百萬」を表わすには、「百」を表わす「」形の中にさらに「百」を表わす「」形を刻めばよい。すなわちその形は、「」となるはずである。

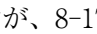

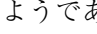
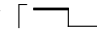
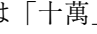
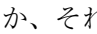
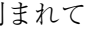
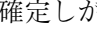
③次に、「千萬」を表わすには、「百」を表わす「」形の中にさらに「千」を表わす「」形を刻めばよい。すなわちその形は、「」となるはずである。これが、0988簡の「券千萬者、百中千」(千萬を券する場合は、百中に千を刻む)という文とぴったりと合致する。

④次に、「萬萬」(すなわち「一億」)を表わすには、「百」を表わす「」形の中にさらに「百」を表わす「」形を重ねて刻めばよい。その形は、「」となるか、或いは「」となるか、今のところは不明であるが、おそらく刻みやすい形から考えて前者の方であろう。これが、0988簡の「券萬 = (萬) 者、重百中」(萬萬を券する場合は、(百を) 百の中に重ねて刻む)という文の意であろう。

この岳麓書院秦簡の解読は、里耶秦簡に依拠したもので、信頼でき、かつほぼ正確なものであると考えられる。この一発見は、簡牘学と数学史研究において重要な意義を有するものである。



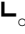
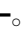

すなわち、0988簡は、きわめて数値が多い場合に刻する刻齒の形状を規定した文であり、『算数書』のなかでしばしば見られる「程」と同種の規定を記したものではないかと考えられるのである。

現在のところ、『里耶秦簡〔壹〕』には、「萬」単位を表わす数値とそれらを表わす刻齒

が見えるだけで、「十萬」以上の数値は出現していない。しかし、「十萬」を表わすのではないかと思われる刻齒が、8-1791簡に見える。そこでは、「百」を表わす「」の中に「十」を表わす「」が刻されたもの、即ち「」の形が、上から三個刻されているようである。（その下には「千」を表わす刻齒が二つ続いている）。ただ、この簡の表には、「貲一盾」「二甲」「一甲」などの罰金高が記される部分が残るのみで、刻齒と対応するべき簡の表の数値部分は既になくなっていて、よって、この三つの刻齒が「百」を表わす「」の中に「十」を表わす「」が刻まれているとすれば、それは「十萬」を表わすことになる。しかし、この三つの刻齒が各々「十萬」を表わしているのか、それとも「百」を表わす「」の中に「一」を表わす「」が刻まれて「」となり、各々「一萬」を表わしているのかは、現在のところ明確には確定しがたいのである。

里耶秦簡は第5、6、8層より出土した簡牘を収めた「壹」以外にも、第9層出土簡牘を収める第二輯、7、10、11、13層出土簡牘を収める第三輯、12、14層出土簡牘を収める第四輯、15、16、17層等を収める第五輯と続いて刊行される予定であり、これらの順次公開される秦簡のなかに、「十萬」以上の数値とこれらを表わす刻齒が出現する可能性がある。銘してこれらの書の刊行を待ちたい。

『數』の3簡中の他の2簡、

券朱（銖）升 。券兩斗 。券斤石 。券鈞般 。券十朱（銖）者  0836

 籥反十 、券叔（菽）荅麥十斗者反十。 0975

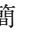
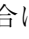
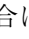
については、類似の簡がすでに発見されている。

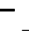
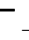
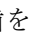
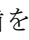
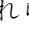

2006年11月に発掘された雲夢睡虎地M77号墓の初期的報告が、2008年4期の『江漢考古』に「湖北雲夢睡虎地M77発掘簡報」として載っている。この漢代前期の墓からは、2137枚の簡牘が出土しているが、その中に、『算術』という書名を有する216枚の書籍簡があり、これは『算数書』や『數』と同種の算数関係書である。「簡報」ではその『算術』のうち10枚がカラー図版で紹介されている。このうちの2簡の中に、

(a) 券十朱（銖）亦反十

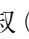
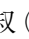
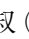
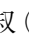
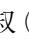
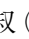
(b) 券朱（銖）升之

という記述が存している^{註10}。睡虎地漢簡は、『算術』も含めて文帝期のものと考えられており、やはり漢初の範疇にはいるものであり、秦簡とさほど隔たるものではない。よって、(a) (b) とも『数』0836簡と0975簡と同じ規定を表わしているものと考えてよからう。

この2簡のうち、(a)の「券十朱(銖)亦反十」は、0836簡の後半「券十朱(銖)者…」および0975簡「…籥反十 、券叔(菽)荅麥十斗者反十」と同種のものであろう。0836簡の後半の文は、(a)から見て、「券十朱(銖)者【反十】」と補えよう。その意は、10銖の数を刻む場合には、「十」の刻齒を通常の「」とは反対の「」にするということではないだろうか。

そうすると、0975簡の冒頭の「…籥反十」も「券」を補って「【券】籥、反十」とすることができよう。その意は、10籥(勺)の数を刻む場合には、「十」の刻齒を通常の「」とは反対の「」にする、ということになろう。0975簡の「券叔(菽)荅麥十斗者反十」も上と同意である。菽・荅・麥などの穀物10斗を刻む場合には、「十」の刻齒を通常の「」とは反対の「」にする、ということになろう。これらはすべて「十」に関する刻齒であり、その形状が、「」から「」へと形を逆転できることに基づいていると思われる。

『算数書』19「粟為米」題に、

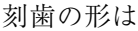
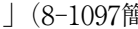

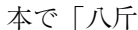



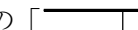
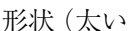
麻麥叔(菽)荅三而當米二 、九而當粟十 。粟五爲米三 、米十爲稗九 、爲毀(穀)八 。麥三而當稻粟⁷⁾四 。禾粟五爲稻粟四<六>。

(麻、麦、菽、荅3は米2に当り、麻、麦、菽、荅9は粟10に当る。粟5は糯米3になり、糯米10は稗9、穀8になる。麦3は稻粟4に当たる。禾粟5は稻粟6になる)とある。この算題はさまざまな穀物間の換算比率を書いたものである。米や稗や穀は、粟の精米度合いの違いによって呼称を異にするものなので、粟類である。この粟類と稻粟(稻のモミツキ)との間の換算には、「爲」が用いられているが、粟類・稻粟と麻、麦、菽、荅の換算には「當」が用いられている。

この「爲」と「當」の使い分けの意味は、粟・稻と麻・麦・菽・荅は種類を異にする穀物であるとの当時の意識に基づいているのであれば、秦簡『数』でも、粟・稻類に対して、「菽・荅・麥」は粟・稻とは異種の穀物だという意味で「反十」という刻み方が行われていたのかもしれない。

最後に、0838簡の「券朱(銖)升。券兩斗。券斤石。券鈞般」と(b)の「券朱(銖)升之」の意味であるが、現在までの刻齒簡資料では、これらについてはよくわからない。しかし、想像をたくましくすることが許されるならば、次のことが言えよう。

銖・兩・斤・鈞は重量単位で、升・斗・石は容量単位である。「般」もおそらく容量単位であろう^{注11}。そうすると、銖と升、兩と斗、斤と石、鈞と般はそれぞれ同じ刻齒の形で刻む、という意ではないだろうか。

『里耶秦簡〔壹〕』の刻齒簡には、重量単位では、兩と斤が見える。兩は「兩六兩」(8-450簡)と(8-895簡)とあり、刻齒の形はいずれも細い線状の「」形が6本刻されている。斤は「絲三斤」(8-1097簡)とあり、刻齒の形は、太い線刻の「」形が三本刻されている。兩と斤が同じ簡に見えるのは、8-921簡で、簡の表には「絲十八斤四兩」とあり、その刻齒の形は、「」形1つで「十斤」を表わし、その下の太い線刻の「」形8本で「八斤」を表わし、更にその下の細い線状の「」形4本で「四兩」を表わしている。『里耶秦簡〔壹〕』での兩と斤の出現回数は少ないが、これらにより、兩の刻齒が細い線状の「」で表され、斤の刻齒が太い線刻の「」で表されることは疑いない。そして、この兩の刻齒の形状と容積単位の斗の刻齒の形状（細い線状の「」形で表わされる）が一致し、斤の刻齒の形状と、容積単位の石の刻齒の形状（太い「」形で表わされる）が一致するのである（斗と石の見える簡は付表1を参照）。今、『里耶秦簡〔壹〕』の刻齒簡には、銖と鈞が登場していないので、これらについては、新資料の出現を待ってより正確な解読が行われなければならない。ここに、我々の推測を記して、後の批判を待ちたい。

四、里耶秦簡刻齒簡の特徴と機能

本章では里耶秦簡中の刻齒簡について、まず原物を観察できた第8層出土簡の中から特徴的な例を取り上げて解説を加える。ついで関連する他簡の記載も参照しつつ、刻齒簡の機能について初歩的な見解を述べてみたい。

1、里耶刻齒簡の特徴

a. 簡牘の形態

総論で既述の通り、刻齒簡の中には「屋脊形」と呼ばれる形態の簡が18枚含まれる。「屋脊」つまり屋根の頂のように、中央に稜線を挟んで傾斜した二面に書写する形態は、敦煌懸泉置出土漢簡や長沙走馬樓西漢簡にも見られるが、校券として使用された例は現在のところ里耶秦簡以外に見当たらない。二種類の形態に使い分けがあるのか否か、現有の資料だけから判断するのは難しい。たとえば次の二枚は、どちらも粟米の支給を記す内容であるが、前者は「屋脊形」、後者は通常の形態である。

粟米一石二斗半斗 卅一年三月丙寅倉武佐敬稟人援出稟大隸妾窋

令史尚監 8-761

粟米三石七斗少半斗 卅二年八月乙巳朔壬戌貳春鄉守福佐敢稟人杖出以稟隸臣周十＝

＝月六月廿六日食 令史兼視平 敢手 8-2257

記載内容によって形態を使い分ける必然性は乏しいと思われるから、もし何らかの原則があるとするなら、簡牘の作成者や作成地、時期などと関連するのであろう。さらなる資料の増加を待って、あらためて考えるべき問題と言える。

直接観察のできた刻齒簡のうち、24枚が右側に、残る90枚が左側に刻齒を有する。漢簡の場合、記載面から見て右側に刻齒があれば左券、左側にあれば右券であるが、左右は必ずしも厳密に使い分けられていない。伝世文献を繙いてみても、「常に左券を執り、以て秦・韓を責む（常執左券、以責於秦韓）」（『史記』田敬仲完世家）とある一方で、「事成れば、右券を操り以て責む（事成、操右券以責）」（同・平原君虞卿列伝）とあるように、債権者が保持する券に関して相反する記述が見える。里耶秦簡の刻齒についても同様に、左右の別に原則を見出すことは困難なように思われる。たとえば前掲二枚の簡は、どちらも「出稟」側の立場から書かれているが、前者（8-761）は左に刻齒をもつ右券、後者（8-2257）は右に刻齒をもつ左券となっている。

b. 「一」を表す刻齒

総論で述べたように、「石」「斗」「升」という異なる単位の数値が同一簡に現れる場合は、「石」と「斗」、「斗」と「升」の刻齒の間隔を大きく空け、かつ刻齒の深浅で区別をする。より詳しく言うと、「石」は深くやや幅ある刻齒、「斗」と「升」は浅く細い刻齒によって表すが、「斗」と「升」とでは簡を刻む際に刃を入れる角度が異なる。たとえば文面に「粟米一石六斗二升半升」とある8-926を見ると、「六斗」を示す6本の細い刻齒が水平に刻まれているのに対し、「二升」にあたる2本の細い刻齒は右肩上がりに刻まれている（ちなみに「半升」にあたる1本の細い刻齒は右肩下がりにとなっている）。また文面に「稻一石一斗八升」とある8-1347では、「斗」と「升」を示す細い刻齒のうち、前者は刃を簡に直角に当てて刻んでいるのに対し、後者は刃を下方から上方に向けて切り込んでいる。その結果、「一」を表示する刻齒は、「石」「斤」を示す太い水平の線（付表1では〔壹〕と表記）、「斗」「兩」を示す細い水平の線（〔一〕と表記）、「升」を示す細い斜めの線（〔1〕と表記）の3種類の刻齒が使い分けられることになる。すべてを厳密に区別しようという実直さは、秦の制度全般に共通する現象のように思われる。

c. 誤刻例

刻齒簡の中には少数ながら、刻齒の示す数値が簡に記載された数字と合わない例がある。中でも特に興味深いのは、次に引く8-1263簡であろう。

錢二千七百卅三年八月己亥朔丙寅僞 \square 8-1263

この簡の右側面には、「 $\sim\sim\sim$ 」の刻齒が二つ、「 $\sim\sim\sim$ 」が七つ、「 $\sim\sim\sim$ 」が三つ明瞭に見て取れる。記載された錢の額は「二千七百」であるから、末尾の「三十」にあたる刻齒は余分であるが、これは続く紀年に「卅三年」とある「卅」を錢額と誤認したために違いない。刻齒簡牘が文字を記入したのちに刻齒を刻むという——当然のことではあるが——手順によって作成されたことの証左と言える。

そのほかに気付いた例を若干挙げる。8-766簡は「粟米一石二斗少半斗」という文面に對して、「/」の刻齒が二本刻まれている。既述の通り「//」の刻齒は「泰(大)半斗」を意味する。8-1341簡は、「粟米八斗少半斗」の「少半斗」に対応する刻齒がない。8-2257簡は文面に「粟米三石七斗少半斗」とあるが、「石」を意味する「 $\sim\sim\sim$ 」の刻齒は一本しかない。いずれも単純な誤刻であろうと思われる。また8-1997簡では、文面の「筭二合」に対して右側面には「 $\sim\sim\sim$ 」の刻齒が六本刻まれている。単なる誤刻か、それとも他に理由があるのか、三文字のみ残る断簡のため判断はできない。張家山漢簡「二年律令」に従えば、券書を改竄して利益を得ることは犯罪となった。

\square 諸詐増減券書、及爲書故詐弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐賊爲盜。 14
……詐って券書を増減し、また書類を作成する際に故意に控えを作成せず、それによって負債・賠償を免れたり、もしくは賞与・財物を受け取ったりした場合は、すべて不正に得た額に応じた盗罪とする。

「券書を増減する」行為の中には、刻齒を加工して数を増減することも含まれていたと思われる。8-766簡などの誤刻が意図的な作為とは思われないが、気付かずにそのまま使用されたのか、気付いた時点で廃棄されたのか、判断できる手がかりはない。

d. 特殊な刻齒

次に特殊な刻齒の例を二件示そう。最初は8-1557簡で、左右両側面に刻齒を有する。すなわち、簡の左側面に「 $\sim\sim\sim$ 」の刻齒一本と「 $\sim\sim\sim$ 」の刻齒が七本、右側面

にも「——」を示す刻歯が九本刻まれている。右側の刻歯は刻歯写真には掲載されていないが、『里耶秦簡「壹」』の正面図版で確認できる。文面はおよそ次の通り。

錢十七 卅四年八月癸巳朔丙申倉□佐却出買白翰羽九□長□□□□出□十七分□陽=
=里小女子胡傷
□ 令佐敬監□□□□ 配手 8-1557

一部に文字の不鮮明な箇所があり、完全な通読は困難であるが、内容の核心となるのは「錢十七」を支出して陽里の小女子胡傷から「白翰羽九（白い羽の山鳥九羽）」を買ったとの事実であろう。とするならば、左側面の刻歯は支出額の「錢十七」を、右側面の刻歯は購入数の「羽九」を、それぞれ示す可能性が高い。今回調査した中で左右に刻歯をもつ簡は、この一点にとどまるが、今後の刻歯簡牘調査の中で留意すべき事例と言える。

次に注目したいのは、総論で触れた「爰書」すなわち8-1562簡である。長さ385mm、幅26mmの大ぶりな一枚で、上下端とも欠損がなく、正面に三行、背面に二行の記載がある。

卅五年七月戊子朔己酉都郷守沈爰書高里士五廣自言謁以大奴良 ㄣ完 ㄣ小奴疇 ㄣ饒大=
=婢闌 ㄣ願 ㄣ多 ㄣ□

ㄣ禾稼衣器錢六萬盡以豫子大女子陽里胡凡十一物同券齒

典弘占 8-1562正

七月戊子朔己酉都郷守沈敢言之上敢言之／□手

七月己酉日入沈以來／□□

沈手 8-1562背

内容の詳説は割愛し、ここでは刻歯に関する問題点のみ指摘する。付表1に記した通り、この簡の左側面には上部に大きめの「——」の刻歯が一つ、その下に「ㄣ」の刻歯が六つ刻まれている。通常は単位の大い刻歯が上に、小さいものが下に位置する原則だから、この簡の場合は異例と言える。その意味を解く鍵は、「凡十一物同券齒」という文言にある。「凡十一物」の内わけは、1～2行目にかけて列挙されている十一項目、すなわち大奴の良・完、小奴の疇・饒、大婢の闌・願・多・□、ならびに禾稼、衣器、錢六萬、に違いない。この中で前に並んだ「十物」をまず「——」の刻歯一つで示し、最後の「一物」つまり「錢六萬」を六つの「ㄣ」で示したのであろう。そのため刻歯の並ぶ順序は、「——」が上、「ㄣ」が下という形になった。このように複数の異なる項目が一連の刻歯で示されていることを、「同券齒（券の齒を同じくす）」と

表現したに違いない^{注12}。銭だけを別建ての刻齒にしたのは、「六萬」という明瞭な数字を伴うためだろう。刻齒が当時「齒」と呼ばれていたことも、この簡の記載から明らかとなる。

e. 破損と再利用

今回調査した第8層出土刻齒簡のうち、完形のもの15件、他はすべて断簡である。断裂箇所の状態を見ると、自然の腐食や風化ではなく、人為的に力を加えた結果であるとの印象を受ける。8-7簡や8-926簡、8-1241簡、8-1600簡、8-1795簡などに、その特徴がとりわけ顕著にうかがえる。井戸の中という安定した環境において、このような簡の破損が廃棄後に生じたとは考え難い。多くの刻齒簡は、廃棄に先立って意図的に毀損されたとみるべきだろう。この特徴は刻齒簡だけでなく、他の内容の簡牘にも共通するよう見える。ただし、簡牘を折るという行為、すなわち文書や記録の機能を停止する措置が、廃棄に先立つどの段階で行なわれたのか、現有資料から判断することは難しい。

一部の刻齒簡は役割を終えたのち、再利用されていたようである。そう考える根拠の一つは8-963簡（付図1左）である。

粟米二升 卅三年四月辛酉（8-963）

左側面に「———」の刻齒を二本刻み、「辛」字より下の部分はV字形に削り取られている。この形態の簡牘は里耶秦簡の検に多く見えるから、8-963簡も刻齒簡を検として再利用するための加工途中の遺物であろう。この推測は8-1786簡（付図1右）によって傍証される。この簡は「廷」と記されることから、県廷に宛てた検であることに疑いないが、下端がV字形に尖る形状をもつだけでなく、左側面には四本の浅い刻齒が確認される。刻齒の切れ込みがきわめて浅いのは、検として再利用するにあたって刻齒部分を削り取ろうとした結果であろう。これ以外にも、側面を子細に観察すれば、刻齒簡を再利用した例があるいは確認できるかも知れない。


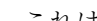


付図1

f. 漢簡との違い

里耶秦簡に見える刻齒を漢簡のものと比べてみると、いくつかの大きな相違点のあることに気付く。前章で論じた「萬」以上を示す刻齒の原則も、現在のところ秦簡にのみ見ら

れる特徴であるが、もう一つここで特筆しておくべきは、秦簡が「五」を示す刻歯をもたないことである。漢簡の刻歯において、たとえば数「五」を示すには、「一」を意味する刻線を五本並べる場合もあるが、分割前の簡の側面に「×」形の刻線を入れた上で二分割する——したがって分割後は側面から見て「<」形を呈する刻線が双方に残る——こともある。また、数「五十」を示すには、「十」を意味する刻みを五つ並べる場合もあるが、「∟」形の缺口一つで表示することも珍しくない。さらに「Σ」形刻歯の大小の違いによって、「五千」と「千」を表示し分ける方法もある^{注13}。

これに対して里耶秦簡では、「五百」には「百」の刻歯を五つ、「五千」には「千」の刻歯を五つといった具合に、必要な数の刻歯を単純に並べるだけである。「百」や「千」・「萬」などの刻歯は幅があるので、「六千八百」といった数が記された刻歯簡の場合、側面の半ば以上が刻歯によって埋め尽くされる。8-1545、8-1592、8-1809などの諸簡を見ると、側面に刻歯がずらりと並び、ノコギリのような形状を呈しているのが見て取れる。とりわけ興味深いのは8-1335の断簡である。この簡は文面に「粟米千五百九十四石四斗」とあるにもかかわらず、側面の刻歯は「」が一つと「」が六つ、つまり「千六百」となっている。これはおそらく誤刻ではなく、「千五百九十四石四斗」に対応する刻歯をそのまま刻むと簡の長さが足りなくなるため、数を切り上げた結果であろう。原則通りに刻んだ場合、二十三個の刻歯が並ぶことになる。

2. 刻歯簡の機能

付表1「簡文の記載」欄から明らかなように、刻歯簡は金銭・物品の授受に際して作成された。授受の対象物として確認できるのは、粟米が50件、銭が10件、稲が9件、繭が4件、筍（内容物不明）が3件、絲が2件、牝豚、麥鞠〔麴〕、錦繪、幪布、莞席、筥（内容物不明）が各1件となっており、紀年の幅は秦始皇27年から35年にわたる。この中から、一定の資料的まとまりを見せる粟米関係の簡を対象に、刻歯簡の機能について初歩的な分析を加えておくことにしたい。

まず代表例として8-2256簡を引く。左側面に「四石」を示す刻歯が見える簡である。

徑廡粟米四石。卅一年七月辛亥朔朔日、田官守敬・佐壬・稟人姪出稟罰戍公卒襄城＝
＝武・宜都肱・長利士五甌。

令史逐視平。壬手。

8-2256

記載内容は、「徑廡の粟米四石を、卅一年七月一日に、田官守の敬と佐の壬と稟人の姪

が、罰戍にあたる公卒の襄城の武・宜都の胙・長利の士五の甌に食料として支給し、令史逐がそれを監査した。壬が手す」というもので、①廩（倉）の名称、②支出額、③年月日、④支給責任者、⑤補佐、⑥稟人（糧倉係）、⑦費目、⑧支給対象、⑨監視者、⑩手者、といった項目から構成される。令史の逐がおこなった「視平」とは、「平を視る」つまり「公正を監視する」の謂であり、授受の現場に立ち会って不正なきよう監視することをいうのであろう。「手者」と仮称した項目は「人名＋手」の組合せから成り、里耶秦簡の記載末尾や背面に見える常套表現であるが、その意味については後述したい。

先に引いた8-761簡の記載も、同様の項目から成立っている。

粟米一石二斗半斗。卅一年三月丙寅、倉武・佐敬・廩人援、出粟大隸妾寬。令史尚監。

8-2256簡に比べて①や⑩の記載を欠くものの、骨子となる部分に大差はない。令史尚の職務内容として記された「監」は、8-2256簡にいう「視平」と同じく、授受の監視を指すのであろう。以上のような記載項目から成る粟米関係の刻齒簡を、年月日にそって並べたものが付表2である。このような表にまとめることにより、刻齒簡の作成・使用される場や、関与する各級機関の関係が見えてくる。気付いたことを以下に列挙してみよう。

- (i) 支給対象の身分として確認できるのは、「隸臣妾」や「舂」のほか、「罰戍」や「屯戍」など強制労働の従事者が大半を占める。刻齒簡は、かれらに対する「出粟」・「出食」つまり食糧支給に際して作成された。
- (ii) 同一簡上に記載された「手者」の名と「佐」・「史」の名とは必ず一致する。粟米の出庫にあたるのが稟人であり、授受の場に立ち会うのが監視者であるとするならば、残る「佐」や「史」が担う職務は、簡の書写・作成を措いて他にはないだろう。なお「佐」・「史」が同一簡上に同時に現れることはない。
- (iii) 「倉」ないし「倉守」の肩書をもつ支給責任者とその補佐である「佐」・「史」は、睡虎地秦簡「秦律十八種」に「倉畜夫及佐・史」（172簡）と見える倉畜夫と倉佐・倉史に相当すると思われる。そのほかの補佐については、「郷守」と組になる「佐」は郷佐、「司空守」と組になる「佐」は司空佐であると推定できる。「郷守」や「司空守」と組になる「史」が見えないことは、郷や司空に史が置かれていなかった証左であろう。
- (iv) 「佐壬」のみは他の「佐」と異なり、「田官守敬」と「貳春郷守氏夫」という異なった二つの機関の支給責任者と組になる。それは8-579簡に「貳春郷佐壬 今田官佐」と明記されている通り、壬が「貳春郷佐」でありながら「田官佐」をも兼任していたため

である。この事実から、「田官」と貳春郷とが地理的に近い所に置かれていたことも推測できる。

- (v) 監視者である「令史」の場合、統括関係にない複数の機関を跨いで関与する例が見られる。たとえば「令史扁」は「倉(守)紀」・「田官守敬」・「貳春郷守氏夫」の三者と、「令史犴」は「倉紀」・「倉守武」・「司空守増」の三者と、それぞれに組となっている例がある。この事実は、「令史」がこれら支給責任者の所属機関を統括する上級単位、すなわち県の属吏である可能性を示唆する。
- (vi) 廩名と稟人については事例が少なく、明確な傾向性を看取できない。ただ、同一の稟人が「丙廩」・「徑廩」いずれとも関係して現れるのは、その職務が特定の倉の管理にではなく、糧食の出納にあったことを示唆する。

このうち(ii)の原則は、稲の支給に関する刻齒簡にも当てはまる(付表3)。里耶秦簡に類出する「人名+手」の表現は、当該文書の書き手を意味する可能性が高い。

遷陵県廷の廃棄書類と推定される里耶一号古井出土簡の中に、郷による粟米の支給記録が含まれているのはなぜであろうか。また、刻齒簡は実際にどのような場で機能したのであろうか。こうした問いに答える上で、次に引く8-1533簡は貴重な手がかりを与えてくれる。原文は三種類の筆跡が異なる記載から成っているため、下線の有無と種類によって区別して示す。

卅四年七月甲子朔癸酉、啓陵郷守意敢言之。廷下倉守慶書

言、令佐贛載粟啓陵郷。今已載粟六十二石、爲付券一上。

謁令倉守。敢言之。●七月甲子朔乙亥、遷陵守丞配告倉

主。下券、以律令從事。／壬手／七月乙亥旦、守府印行。

8-1533 (1525) 正

七月乙亥旦、□□以來。／壬發。 恬手。

8-1533 (1525) 背

A【無下線部分】：三四年(前213)七月一〇日、啓陵郷守の意が申しあげます。廷から下された倉守の慶の書に、「倉佐の贛に命じて啓陵郷から粟を運ばせる」とありました。今、粟六十二石をすでに搬出しましたので、付券一枚を作成して送ります。倉守に伝えてください。以上申し上げます。恬が記す。

C【二重下線部分】：七月一二日の朝、某々が持って来た。壬が開封した。

B【一重下線部分】：七月一二日、遷陵守丞の配が倉主に告げる。券を下すので、律令通りに事を行なえ。壬が記す。七月一二日の朝、守府の印が伝送した。

Aは啓陵郷から遷陵県廷に宛てた上行文書で、Cは県廷におけるその受信記録。BはAを受け取った県廷が倉主に下した下行文書の内容とその発信記録にあたる^{註14}。ここでは粟六十二石が郷から「倉」へと搬送され、それと同時に「付券」が郷から県へ、県から「倉」へと送られている。「付券」とは、啓陵郷守・倉佐間での粟の受け渡しにあたって作成された券であり、おそらくは「六十二石」の刻齒をもった簡牘であろう。ここで注目されるのは、粟の現物が倉佐によって直接「倉」へ運ばれたと思われるのに対し、「付券」がまず県に送られ、そこから「倉」へと転送されていることである。それは粟の輸送と搬入を県が掌握・統御するための制度に違いない。とするならば、付表2に見える粟米の「出粟」・「出食」についても同様に、県の統御下に行われたと推定できる。支給現場に県の令史が立ち会って監視するのは、その何よりの証左と言える。粟米支給の場において作成された校券も、8-1533簡の「付券」と同様、県へと送付されたのであろう。支給責任者から送られて来る校券を通じて、県は物流と下級機関の職務遂行とを把握した。したがってそれは最終的に県が保持すべき档案なのであり、県廷に集積された他の書類とともに廃棄されても不思議ではない。

五、最後に

本論を終えるに際して、まず感謝の意を申し述べなければならないのは、中国文化遺産研究所の胡平生氏に対してである。氏は、日本側二名の湖南省文物考古研究所所蔵の秦簡への調査要請に対して、誠実に仲介の労をとって下さった。しかも、我々三名の研究所での調査の全期間中、調査をともにしていただいた。そして、調査が順調に運べるように様々な助言をいただいた。その意味で、本論稿は、胡平生氏の援助と助言がなければ、完成することも世に出ることもなかったと言えるであろう。心より、感謝を申し上げる。

また、我々の湖南省文物考古研究所での調査の際に、献身的に簡牘の出入やプラスチック板の開閉に協力して下さった、該研究所の学芸員、段国慶、張婷婷、劉瀾の各氏、及び写真撮影を行なっていただいた楊町氏に対して感謝をささげたい。

次に、感謝しなければならないのは、刻齒写真を制作・印刷する上で、多大の援助をいただいた友野印刷の西山尚毅氏を始めとする写真印刷スタッフである。B5版という限られたスペースに刻齒の有様が目で見てわかるように、写真をできるだけ鮮明に印刷して欲しいという我々の難しい要求に本当に誠実に答えていただいた。そのおかげで、本論稿に付せられた刻齒写真のできばえは、今後の刻齒研究の基本的資料として長く用いられ、引用されるであろうものとなったと確信する。こころより、感謝申し上げます。

注釈

- 1、張家山漢簡『算数書』研究会編『漢簡『算数書』－中国最古の数学書－』（2006年10月、朋友書店）。なお、張家山漢簡『算数書』研究会は、2007年、「中国古算書研究会」と名称を変更し、『九章算術』の訳注(1)－(14)を行ない、さらに現在『数』の訳注稿を作成する作業を行なっている。
- 2、朱漢民・陳松長主編『岳麓書院藏秦簡〔貳〕』上海辭書出版社、2011年。この書は岳麓書院所藏秦簡のうち、『数』の写真と釈文、注釈をまとめたものである。なお、この書では、上に挙げた三簡に、(一一七)、(一一八)、(一一九)という整理後の番号が付けられている。
- 3、湖南省文物考古研究所編著『里耶秦簡〔壹〕』文物出版社、2012年。
- 4、湖南省文物考古研究所編著『里耶發掘報告』岳麓書社、2006年。
- 5、以上の文書形式の分類は『里耶秦簡〔壹〕』の「前言」に載るものを参考とした。
- 6、初山明「刻齒簡牘初探－漢簡形態論のために－」『木簡研究』第17号、1995年。
- 7、注3前掲『里耶秦簡〔壹〕』の釈文で「刻齒」と注記されている簡は全115枚であるが、その後、張春龍によってさらに1枚に刻齒のあることが確認された。付表1の出土登記号8-1189(簡番号1188)がそれである。
- 8、居延漢簡に「●移校簿十牒言府會□」(E.P.T52-174)と見える。
- 9、この算題の解説は、2012年8月、京都大学数理解析研究所で行われたRIMS 研究集会「数学史の研究」において、「研究会」を代表して田村誠が「岳麓書院藏秦簡『数』について」と題して行なった発表の一つである。
- 10、この10本の簡(仮に左から①－⑩とする)のうち、④－⑩は一組の簡のようで、一本が4段か3段に分けられている。今、(a) (b) が書かれているのは、⑧と⑨の三段目で、簡全体は以下のようにになっている。

⑧ 一乘萬=也 千乘萬千萬也 券十朱亦反十

⑨ 十乘十百也 萬乘萬==也 券朱升之

すなわち、(a) (b) の上部には、乗法公式が書かれている。
- 11、『漢書』律曆志上には「量者、龠・合・升・斗・斛也」とあり、「般」に相当する容積単位は載っていない。『岳麓書院秦簡(壹)』では、「罈」とするが、「罈」に容積単位を示す義はない。おそらく別字であろう。
- 12、里耶秦簡8-893(893)に「少受牢人文所受少内器券一枚二百六十六同齒受□」とある「同齒」も、おそらくは複数の異なる項目を併せて「二百六十六」の刻齒で表したことを意味するのであろう。

里耶秦簡中の刻齒簡と『數』中の未解読簡（大川俊隆、初山 明、張 春龍）

- 13、以上、漢簡の刻齒については、注6前掲初山論文を参照のこと。また、新たな事例の紹介として、張俊民「懸泉置出土刻齒簡牘概説」『簡帛』第7輯、2012年、がある。
- 14、したがってこの1533簡は、倉主に宛てた文書の原物ではなく、県に保管された副本・控えということになる。

【附表 1】里耶一号井第8層出土刻齒簡牘一覽

出土 登記号	簡 番号	カラー 写真頁	簡 牘 の 形 状				刻 齒		簡文の記載	綴合簡
			長	幅	簡の状態	書写面	位置	組合せ		
8-7	7	1	170	18	下端断	平坦	左	(一)×5	稲五斗	
8-44	44	1	73	15	下端断	屋脊形	左	(一)×4		
8-55	56	1	138	17	下端断	平坦	左	[壹]×2	粟米二石	
8-93	96	—	170	14	下端断	平坦	右	(一)×6	藪六兩	
8-210	211	—	272	16	下端断	平坦		包装のため確認できず。	稲五斗	
8-217	217	—	370	14	完形	平坦		包装のため確認できず。	稲四斗半升少半半升	
8-257	258	1	143	12	上端断	平坦	左	(一)×4	麥藁三	
8-274	275	1	134	16	下端断	平坦	左	[壹]×1・(一)×9・(半)×1	稲一石九斗少半斗	
8-317	316	1	95	15	上下端断	平坦	右	[百]×5・[十]×2		
8-380	379	1	138	16	上下端断	平坦	左	[壹]×2		
8-422	426	2	118	17	下端断	平坦	左	[壹]×1・以下模糊	粟米一石九斗五升六分升五	8-214・8-1643
8-450	447	2	160	12	下端断	平坦	右	(一)×6	藪六兩	
8-474	474	2	208	13	下端断	平坦	左	[壹]×1・(一)×8・[一]×7・(半)×1	粟米一石八斗七升半升	8-2085
8-511	511	2	33	14	下端断	平坦	左	[壹]×3	粟米四石	
8-564	561	2	200	18	下端断	屋脊形	左	[?]×1 ^{(*)1}	牝豚一	
8-606	606	2	96	14	上下端断	平坦	左	(一)×2・(半)×1	匚斗	
8-761	760	3	367	13	完形	平坦	左	[壹]×1・(一)×2・(半)×1	粟米一石二斗半斗	
8-762	761	3	367	14	完形	屋脊形	左	[壹]×1・(一)×9・(半)×1	粟米一石九斗少半斗	
8-763	762	—			貸出中のため観察できず。				粟米一石二斗半斗	
8-764	763	—			貸出中のため観察できず。				粟米一石二斗半斗	
8-765	764	3	378	14	完形	平坦	左	[壹]×1・(一)×9・(半)×1	粟米一石九斗少半斗	
8-766	766	3	367	15	完形	平坦	左	[壹]×1・(一)×2・(半)×2	粟米一石二斗少半斗	
8-801	800	3	192	14	下端断	平坦	左	[壹]×1・(一)×2・(半)×1	粟米一石二斗半斗	
8-817	818	3	82	9	下端断	平坦	右	[萬]×1	錢四萬九千四百六十九	
8-820	816	4	138	16	下端断	平坦	左	[壹]×2	粟米二石	
8-822	821	4	138	16	下端断	平坦	左	[壹]×4・(一)×5	粟米四石五斗	
8-824	824	4	165	17	上下端断	平坦	左	[十]×5・[壹]×7・(半)×1	匚半升	8-1987
8-838	836	4	95	14	下端断	平坦	左	[十]×2・[壹]×7	粟廿九石	8-1787
8-839	838	4	130	18	下端断	平坦	左	[千]×2・[百]×6	錢二千六百八十八	
8-845	845	4	143	15	下端断	平坦	左	(一)×6		
8-888	888	5	101	16	上下端断	屋脊形	右	[十]×1・[壹]×2		8-937・8-2210
8-892	891	5	50	13	上下端断	平坦	左	(一)×8	匚寸	8-932・8-2217
8-893	893	5	182	9	上下端断、左側欠損	平坦	右	(一)×9		
8-895	889	5	134	16	下端断	平坦	右	(一)×6	藪六兩	
8-903	900	5	198	17	下端断	平坦	右	(一)×9	筥九合	
8-910	909	5	159	11	上下端断、左側欠損	平坦	右	[壹]×4・(一)×9・(半)×1	粟米四石九斗少半	
8-921	914	5	108	10	下端断	平坦	左	[十]×1・[壹]×8・(一)×4	絲十八斤四兩	8-1115
8-924	923	6	128	21	下端断	平坦	左	(一)×6		8-906・8-1431
8-925	924	6	107	19	下端断	平坦	右	(一)×5	粟米五斗	
8-926	925	6	147	12	下端断	平坦	左	[壹]×1・(一)×6・[一]×2・(半)×2	粟米一石六斗二升半升	8-2202
8-935	934	6	135	13	上下端断	平坦	左	(一)×2	匚斗	
8-955	955	6	64	15	下端断	平坦	左	(一)×1	粟米一斗	
8-963	956	6	128	16	下端削尖	平坦	左	(一)×2	粟米二斗	
8-994	993	—	160	16	下端断	平坦	左	(一)×1		
8-999	998	—	195	12	下端断	平坦	左	(一)×4・(一)×7	幪布四丈七尺	
8-1066	1059	7	105	16	上下端断	屋脊形	右	[半]×1		
8-1083	1081	7	148	18	下端断	平坦	左	[壹]×2	粟米二石	
8-1088	1088	7	56	11	下端断	屋脊形	左	(一)×4・(一)×2	粟米四斗六升泰匚	
8-1093	1091	7	186	17	下端断	平坦	左	[壹]×1		8-1003 ^(*)2)
8-1097	1097	7	180	11	下端断	平坦	左	[壹]×3	絲三斤	
8-1102	1102	7	152	16	上下端断	平坦	左	(一)×3		8-782
8-1139	1135	8	112	8	上下端断	屋脊形	左	[百]×3		
8-1160	1159	8	91	7	下端断	屋脊形	左	[壹]×2	粟米二石	
8-1168	1167	8	100	14	下端断	平坦	左	[十]×1・[壹]×3・(一)×7	粟米十三石八斗	8-1395
8-1188	1189	8	84	14	下端断	屋脊形	左	[壹]×2	粟米二石	
8-1189	1188	8	—	—	上下端断	平坦	右	(一)×1	竹少筥一合	
8-1216	1205	8	77	8	下端断、右側欠損	平坦	左	[十]×3・[壹]×3	粟米卅八石九斗四升泰匚	
8-1222	1220	9	200	14	下端断	平坦	右	[壹]×3	竹筒三合	
8-1234	1233	9	68	17	上下端断	平坦	左	[壹]×4		8-1518
8-1241	1239	9	235	19	下端断	平坦	左	[壹]×3・(一)×7・(半)×1	粟米三石七斗少半斗	8-1337
8-1242	1240	9	212	18	上下端断	平坦	左	[壹]×6	匚六	
8-1243	1241	9	230	16	下端断	平坦	左	[壹]×1	粟米一石四斗半斗	
8-1257	1257	9	153	18	下端断	平坦	左	[壹]×1・(一)×2・(半)×1	粟米一石二斗半斗	
8-1263	1263	10	160	15	下端断	屋脊形	右	[千]×2・[百]×7・[十]×3	錢二千七百	
8-1269	1268	10	180	17	下端断	屋脊形	左	(一)×3	粟米三斗	
8-1286	1289	10	124	20	下端断	平坦	左	[壹]×5		
8-1309	1307	10	122	11	下端断	平坦	右	[千]×3・[百]×3・[十]×9・(一)×2	□三千三百九十五	
8-1324	1321	10	38	12	下端断	平坦	左	[壹]×2	粟米二匚	
8-1335	1332	10	141	10	下端断	平坦	右	[千]×1・[百]×6	粟米千五百九十四石四斗	
8-1339	1336	11	183	21	下端断	平坦	左	[壹]×7・(一)×5	稲七石五斗	
8-1341	1335	11	200	18	下端断	平坦	左	(一)×8	粟米八斗少半斗	

里耶秦簡中の刻齒簡と『數』中の未解説簡（大川俊隆、初山 明、張 春龍）

出土 登記号	簡 番号	カラー 写真頁	簡 牘 の 形 状				刻 齒		簡文の記載	綴合簡
			長	幅	簡の状態	書写面	位置	組合せ		
8-1347	1345	11	70	15	下端断	平坦	左	(壹) × 1 · (一) × 1 · (1) × 8	稻一石一斗八升	8-2254
8-1353	1352	11	200	13	上端断	平坦	右	(百) × 4 · (十) × 8 · (一) × 2		
8-1354	1353	未	未	未	下端断	平坦	左	(十) × 1	滿十	
8-1517	1506	11	85	8	上下端断	平坦	左	(萬) × 4		
8-1518	1512	11	58	17	上下端断	平坦	左	(十) × 6		8-1234
8-1545	1537	12	185	13	下端断	平坦	左	(十) × 5 · (百) × 6		
8-1548	1540	12	365	18	完形	平坦	左	(一) × 5	粟米五斗	
8-1552	1544	12	368	17	上端に切込み	平坦	左	(十) × 1 · (壹) × 2 · (一) × 2 · (半) × 1	粟米十二石二斗少半斗	
8-1553	1545	12	366	14	完形	平坦	左	(壹) × 2	粟米二石	
8-1557	1549	12	382	16	完形	平坦	左	(十) × 1 · (壹) × 7 ^(*)3)	錢十七	
8-1558	1550	12	365	15	完形	平坦	左	(壹) × 3 · (半) × 2	稻三石泰半斗	
8-1559	1551	13	346	17	完形	平坦	左	(一) × 2	粟米二斗	
8-1562	1554	13	385	26	完形	平坦	左	(十) × 1 · (萬) × 6	錢六萬・凡十一物	
8-1565	1557	13	369	18	完形	平坦	左	(壹) × 1 · (一) × 2 · 以下不鮮明	粟米一石二斗六分升四	
8-1581	1572	13	215	12	下端断	平坦	左	(百) × 3 · (十) × 5	錢三百五十	8-812
8-1585	1576	13	222	17	下端断	平坦	左	(一) × 8	粟米八升	
8-1588	1579	13	245	17	下端断	屋脊形	左	(壹) × 1		8-1054 ^(*)4)
8-1592	1583	14	219	22	下端断	屋脊形	左	(千) × 6 · (百) × 8 · (十) × 2	錢六千八百二十	8-887
8-1600	1590	14	149	13	下端断	平坦	左	(壹) × 1 · (一) × 2 · (半) × 1	粟米一石二斗半斗	
8-1606	1595	14	142	13	下端断	平坦	左	(壹) × 1 · (一) × 5	粟米一石五斗	
8-1663	1660	14	60	12	下端断	屋脊形	左	(壹) × 2	粟米二石	8-1834
8-1691	1686	14	106	12	下端断	平坦	左	(十) × 1	莞席十	
8-1697	1690	14	123	17	下端断	平坦	左	(壹) × 1	粟米一石	
8-1733	1724	15	64	9	下端断	平坦	右	(百) × 2		
8-1740	1738	15	155	8	下端断	平坦	左	(百) × 4 · (十) × 4		
8-1747	1739	15	136	14	下端断	平坦	左	(壹) × 2	粟米二石	
8-1757	1748	15	122	12	下端断	平坦	左	(壹) × 1 · (一) × 9 · (半) × 1	粟米一石九斗少半斗	
8-1760	1751	15	107	13	下端断	平坦	左	(壹) × 1 · (一) × 5 · (一) × 7	錦繪一丈五尺八寸	8-2215
8-1772	1762	15	98	14	下端断	屋脊形	左	(十) × 1 · (壹) × 2 · (一) × 3	粟米十二石三斗	
8-1786	1778	16	152	13	下端削尖	平坦	左	(十) × 4 ^(*)5)		
8-1791	1783	16	92	15	下端断	屋脊形	右	(萬) × 3 ^(*)6) · (千) × 2		8-1862
8-1795	1787	16	112	15	下端断	平坦	左	(壹) × 1 · (一) × 8 · (半) × 2	粟米一石八斗泰半	8-1583
8-1801	1793	16	178	13	上下端断	屋脊形	左	(一) × 8 · (半) × 1	匱少半斗	
8-1802	1794	16	148	11	下端断	平坦	左	(壹) × 1 · (一) × 2 · (半) × 1	稻一石二斗半斗	
8-1809	1801	16	162	12	下端断	屋脊形	左	(萬) × 1 · (千) × 8 · (百) × 1	錢萬八千三百六十四	
8-1810	1802	16	80	9	上下端断	平坦	左	(十) × 6		
8-1823	1814	17	160	12	下端断	平坦	右	(萬) × 4 · (千) × 7	錢四萬九千四百六十九	
8-1912	1905	17	127	12	下端断	平坦	右	(壹) × 1 · (一) × 9 · (1) × 6 · (半) × 2	稻一石九斗六升少半半升	
8-1965	1957	17	105	7	下端断、右側欠損	平坦	左	(壹) × 3 · (一) × 7	粟米三石七斗	
8-1997	1986	17	10	6	下端断、左側欠損	平坦	右	(一) × 6	筭二合	
8-2195	2187	17	92	12	上下端断	平坦	右	(百) × 6 · (十) × 6		
8-2210	2202	17	113	16	下端断	平坦	右	(千) × 2 · (百) × 1 · (十) × 4	錢二千一百五十二	
8-2243	2235	17	141	17	下端断 ^(*)7)	平坦	左	(壹) × 2		
8-2253	2244	18	366	9	右側欠損	不明	左	(百) × 1 · (十) × 5 · (一) × 9	無字簡 ^(*)8)	
8-2256	2246	18	372	11	完形	平坦	左	(壹) × 4	粟米四石	
8-2257	2247	18	370	14	完形	平坦	右	(壹) × 1 · (一) × 7 · (半) × 1	粟米三石七斗少半斗	
8-2258	2249	18	370	18	完形	平坦	左	(壹) × 1 · (一) × 2 · (半) × 1	粟米一石二斗半斗	

【凡例】

＜簡牘の形状＞

長=最長部分(単位mm)。 幅=最寛部分(単位mm)。

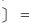
＜刻齒の組合せ＞

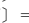
〔壹〕=太い水平の刻線。刀身を簡の側面に対し直角に当てて切り込む。主として“石”を示す場合に用いる。

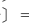
〔一〕=細い水平の刻線。刀身を簡の側面に対し直角に当てて切り込む。主として“斗”を示す場合に用いる。

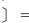
〔1〕=細い水平の刻線。刀身を簡の側面に対し斜めに当てて、下から上に向けて切り込む。主として“升”を示す場合に用いる。

〔半〕=細い斜めの刻線。刀身を簡の側面に対し直角に当てて切り込む。“半斗”、“半升”などを示す場合に用いる。

〔十〕=「」形の刻み、大きさは様々。

〔百〕=浅い方形のくぼみ。「」。

〔千〕=「」形の刻み、大きさは様々。

〔萬〕=〔百〕の刻齒の底に〔一〕の刻線を加える。「」。

＜簡文の記載＞

□=簡の断絶により文字欠損。 □=文字不鮮明による釈読不能。

【注】

- (*)1 刻齒は左上の断裂箇所であり、形状は〔百〕に似る。
- (*)2 8-1003 (1002) 簡に“一胸于隸臣徐所取錢一”とある。
- (*)3 右側面にも〔壹〕の刻齒が九つ確認される。
- (*)4 8-1054 (1055) 簡に“匱所取錢一”とある。
- (*)5 刻齒は浅く、削り取られたかに見える。
- (*)6 三個の〔百〕の底の刻齒はやや深く、“十萬”を示す可能性あり。
- (*)7 下端に焼焦げの痕跡。
- (*)8 正面の上方に微かな文字の痕跡あり。

【付表2】粟米の支給に関する刻齒簡牘一覧

*「形態」欄の塗りつぶしは簡が完形であることを示す。

出土登記号	形態	位置	窟	支出額	年	月	日	支給責任者	補佐	稟人	費目	支給対象	監視者	手者	綴合簡
8-1559	平	左		2斗	27	12	丁酉	倉武	佐辰	陵	出粟	小隸臣益	令史戎夫		
8-1697	平	左	丙窟	1石	29	3	丁酉	倉趙	史感						
8-1257	平	左	徑窟	1石2斗半斗	31		□月乙酉								
8-55	平	左	徑窟	2石	31	10	乙酉	倉守妃	佐富	援	出粟	屯□			
8-1553	平	左	丙窟	2石	31	10	乙酉	倉守妃	佐富	援	出粟	屯戌士五敵臣	令史扁	富	
8-1747	平	左	徑窟	2石	31	10	乙酉	倉守妃	佐富						
8-822	平	左	丙窟	4石5斗	31	10	甲寅	倉守妃							
8-766	平	左	徑窟	1石2斗少半斗	31	11	丙辰	倉守妃	史感	援	出粟	大隸妾始	令史偏	感	
8-1600	平	左	丙窟	1石2斗半斗	31	12									
8-1083	平	左	徑窟	2石	31	12	甲申	倉妃	史□				令史扁		
8-1241	平			3石7斗少半升	31	12	甲申	倉妃	史感	窯	出粟	冗作大女畿	令史狩	感	8-1337
8-763	平		徑窟	1石2斗半斗	31	12	戊戌	倉妃	史感	援	出粟	大隸妾援	令史狩		
8-474	平	左	徑窟	1石8斗7升半升	31	1	己□	司空守増	佐得				令史狩		8-2085
8-926	平	左		1石6斗2升半升	31	1	壬午	啓陵郷守尚	佐取	小	出粟	大隸妾□ほか	令史氣		8-2202
8-1243	平	左		1石4斗半斗	31	1	壬午	啓陵郷守尚	佐取				令史氣		
8-765	平	左	徑窟	1石9斗少半斗	31	1	丙辰	田官守敬	佐壬	顯	出粟貸貸	士五免符	令史扁		
8-422	平	左	徑窟	1石9斗5升6分5	31	1	丁巳	司空守増	佐得		食	春小城旦潤	令史□	得	8-214・8-1643
8-801	平	左	徑窟	1石2斗半斗	31	2	辛卯	倉守武	史感	堂			令史狩		
8-820	平	左		2石	31	3	癸丑	貳春郷守氏夫							
8-761	平	左		1石2斗半斗	31	3	丙寅	倉武	佐敬	援	出粟	大隸妾寬	令史尚		
8-764	平			1石2斗半斗	31	3	癸丑	倉守武	史感	援	出粟	大隸妾并	令史狩	感	
8-1585	平	左		8升	31	3	癸酉	貳春郷守氏夫	佐壬		出食	春央蜀ほか	令史扁		
8-1341	平	左		8斗少半斗	31	4	辛卯	貳春郷守氏夫	佐吾		出食	春、白粲□ほか	令史逐		
8-1565	平	左		1石2斗6分4	31	4	戊子	貳春郷守氏夫	佐吾	藍	粟	隸妾廉	令史逐		
8-1548	平	左		5斗	31	5	癸酉	倉是	史感	堂	出粟	隸妾嬰兒掬	令史尚	感	
8-1795	平	左	徑窟	1石8斗泰半	31	7	癸酉	田官守敬	佐壬	妾	出粟	屯戌黒・増	令史逐	壬	8-1583
8-2256	平	左	徑窟	4石	31	7	辛亥	田官守敬	佐壬	寬	出粟	罰戌武・朕・颯	令史逐	壬	
8-1606	平	左		1石5斗	31			貳春郷守氏夫							
8-2257	平	右		3石7斗少半斗	32	8	月壬戌	貳春郷守福	佐敢	杖	粟	隸臣周	令史兼	敢	
8-1088	屋脊	左		4斗6升泰□	32										
8-762	屋脊	左		1石9斗少半斗	33	10	月壬戌	發弩繹・尉史過			出貸	罰戌士五祿	令史兼	過	
8-963	平	左		2斗	33	4									
8-1663	屋脊	左		2石	33						出貸				8-1834
8-955	平	左		1斗	34	9									
8-2258	平	左	徑窟	1石2斗半斗	35	2	月己丑	倉守武	史感	堂	出粟	隸妾援	令史狩	感	
8-1168	平	左		13石8斗	35	4									8-1395
8-910	平	右		4石9斗少半	35	5	月乙巳								
8-1757	平	左		1石9斗少半斗	35	7									
8-1269	屋脊	左		3斗	35	7	月乙巳	倉守言							
8-1552	平	左		12石2斗少半斗	35	8	月辛酉	倉守擇			付	司空守俱			
8-1160	屋脊	左		2石	35	9									
8-838	平	左		29石	35										8-1787
8-925	平	右		5斗	35										
8-1772	屋脊	左		12石3斗	35										
8-511	平	左		4石											
8-1188	屋脊	左		2石											
8-1216	平	左		38石9斗4升泰□											
8-1324	平	左		2□											
8-1335	平	右		1594石4斗											
8-1965	平	左		3石7斗											

【付表3】稲の支給に関する刻齒簡牘一覧

*「形態」欄の塗りつぶしは簡が完形であることを示す。

出土登記号	形態	位置	窟	支出額	年	月	日	支給責任者	補佐	稟人	費目	支給対象	監視者	手者	綴合簡
8-1347	平	左	—	1石1斗8升	31	5	月乙卯	倉是	史感	援	出粟	遷陵丞昌	令史尚	感	8-2254
8-1802	平	左	—	1石2斗半斗	31	7	月乙丑	倉是	史感						
8-1558	平	左	—	3石泰半斗	31	7	月己卯	啓陵郷守帯	佐取	□	出粟	佐蒲・就	令史氣	取	
8-1339	平	左	—	7石5斗	31	7	月壬子	倉是	史□				令史尚		
8-274	平	左	—	1石9斗少半斗	31	8	月辛巳	倉□							
8-217	平	—	—	4斗半升少半半升	31	8	月壬寅	倉是	史感	堂	出粟	隸臣嬰兒槐準	令史悍	感	
8-210	平	—	—	5斗	31	9	月庚申	倉是	史感	堂	出粟	隸臣□	令史尚		
8-7	平	左	—	5斗	31	9	月辛亥						令史尚		
8-1912	平	左	—	1石9斗6升少半半升	31	後	9月								

[カラー写真]



8-7



8-44



8-257



8-274



8-317



8-55



8-380

(写真頁 1)



8-422



8-450



8-474



8-511



8-564



8-606



8-761



8-762



8-765



8-766



8-801



8-817



8-820



8-822



8-838



8-824



8-839



8-845



8-888



8-892



8-893



8-895



8-903



8-910



8-921



8-924



8-925



8-926



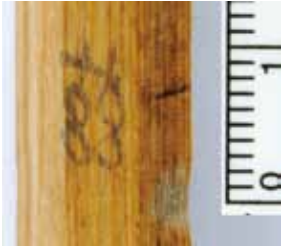
8-935



8-955



8-963



8-1066



8-1083



8-1088



8-1093



8-1102



8-1097



8-1160



8-1188



8-1189



8-1216



8-1168



8-1139



8-1257



8-1241



8-1222



8-1234



8-1242



8-1243



8-1263



8-1286



8-1309



8-1269



8-1324



8-1335



8-1339



8-1341



8-1347



8-1353



8-1517



8-1518

(写真頁11)



8-1545



8-1552



8-1558



8-1553



8-1557



8-1548



8-1559



8-1565



8-1562



8-1581



8-1585



8-1588



8-1592



8-1600



8-1606



8-1663



8-1691



8-1697



8-1757



8-1760



8-1772



8-1740



8-1747



8-1733



8-1786



8-1791



8-1795



8-1809



8-1802



8-1810



8-1801



8-1823



8-1912



8-1965



8-1997



8-2195



8-2210



8-2243



8-2253



8-2256



8-2257



8-2258